



産業廃棄物処理設置許可証

平成24年4月18日

住所 熊本県熊本市東区長嶺東三丁目4番40号
名称 河津造園株式会社
代表者氏名 代表取締役 河津 正秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

熊本市長 幸山政史



| | | | |
|--------------------------|---|------|--------|
| 許可の年月日 | 平成24年4月18日 | 許可番号 | 第1201号 |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 | 【施設の種類】 破碎施設（移動式） 【取り扱う産業廃棄物】 木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白 | | |
| 設置場所 | 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5（施設の保管場所） | | |
| 処理能力 | 456t/日（8H） | | |
| 許可の条件 | 施設の使用は排出事業所内に限る。 | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 無 | | |
| 留意事項 | 1 施設の規模の変更にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年（2025年）9月18日

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号
名称 河津造園株式会社
代表者氏名 代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

熊本市長 大西 一史



| | | | |
|---|--|------|--------|
| 許可の年月日 | 令和7年（2025年）9月18日 | 許可番号 | 第2506号 |
| 施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） | ・施設の種別 破砕施設（移動式） ・処理する産業廃棄物の種別 木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以下余白 | | |
| 設置場所 | 熊本県上益城郡益城町大字小谷戸次道1323番5（駐機場） | | |
| 処理能力 | 250t/日（8H）以下余白 | | |
| 許可の条件 | 施設の使用は排出事業所内に限る。 | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 無 | | |
| 留意事項 | 1 施設の規模の変更にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |